三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県高山市朝日町大廣字ウルシ洞八一五の一五から八一五の一八まで、八一五の二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県土岐市肥田町肥田字欠之下一八三六、一八五二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第九十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十四年四月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

番号	名称	住所	
5129	株式会社永豊産業	愛知県豊田市畝部西町藪下十五番地一	平成二十三年十二月五日から平成二十四年十二月四日まで
5130	福岡酒類販売株式会社	福岡県福岡市博多区板付六丁目十一番九号	平成二十四年三月十九日から平成二十五年三月十八日まで

○経済産業省告示第九十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

二の表の第1のボリビア及びブルジア（当該国を原産地とする場合に限る。）の項を削る。

三の9の（2）の中「中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）」の下に「、コロンビア」を、「クロアチア」の下に「、キュラソー島」を加え、「、アンティル」を削り、「スペイン」の下に「、スリナム」を加える。

三の9の（4）のイ中「南アフリカ共和国」の下に「、南スーダン」を加える。

三の9の（4）のニ中「モザンビーク」の下に「、ミャンマー」を加える。

附　則

この告示は、平成二十四年四月十一日から施行する。ただし、改正規定中「ミャンマー」に係る部分については、平成二十四年四月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
福井川左第四支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県宮若市脇田字福井
二五六七番一　一号
二五七一番　二号
二五一九番一　三号から七号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
坂根下谷川及び助荘川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
福岡県朝倉郡筑前町曽根田字坂根
八二五番から八二八番まで
八三〇番
八三二番一
八三三番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第六百十六号で指定した同号一一に掲げる土地の区域及び昭和五十一年建設省告示第百五十九号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
福岡県朝倉郡筑前町曽根田
字坂根　八三三番一　一号
八二四番　二号
八三〇番　三号
八三四番一　五号
八三九番四　六号
八四〇番一　七号
字ヤグラ　三七二番一　四号

○国土交通省告示第四百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西山二の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
愛知県蒲郡市一色町
西山　九三番一及び九三番二
九四番一から九四番三まで
九五番及び九六番
九六番一
九七番一及び九七番二
九八番一及び九八番二
九九番一から九九番三まで
一〇〇番
一〇一番五
一〇二番一から一〇二番三まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）